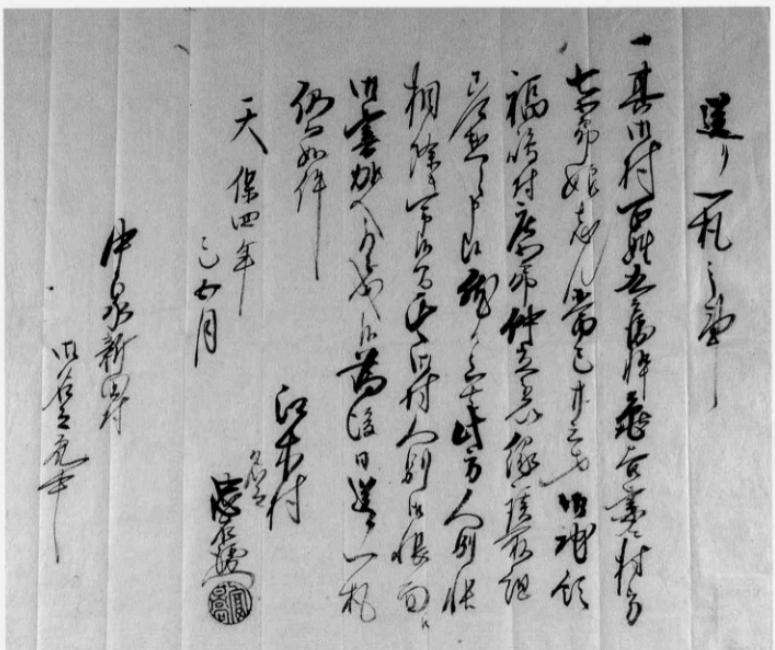


人別送り（戸籍の異動）

送り札の事



この史料は、群馬郡中泉新田村（現群馬町中泉）に残る「人別送り証文」です。江戸時代、農民の戸籍の異動は、他村への婚姻や養子縁組などの際に発生しましたが、この時に人別送り証文と人別引取り証文（落着証文）が、村役人により発行されました。

送り証文では、村の人別帳（宗門人別帳）から除籍することが記され、逆に引取り証文では、新たにその村の人別帳に書き入れることが書かれています。出身地の村役人が発行する人別送り証文を転居先の村役人が受け取ると、折り返し、出身地の村役人あてに人別引取り証文を出したわけです。これによって戸籍の異動が完了しました。こうした事務も名主たち村役人の仕事でした。

この史料では、中泉新田村の九兵衛の息子亀吉の妻に江木村の七五郎の娘しん（23歳）が、福嶋村庄五郎の仲人で迎えられたことが分かります。このため、戸籍の異動が必要になりました、新婦しんの出身地である江木村から嫁ぎ先の中泉新田村へ人別送り証文が出されたわけです。なお、福嶋村は現在の群馬町福島、江木村は現在の高崎市江木町のことです。

（参考資料）『群馬県史』通史編6 196～198頁

天保四年 五月	御名主衆中	忠右衛門印	名主
中泉新田村			
高崎藩領			

*仲立（仲人、媒約人）／人別帳面（宗門人別帳のことで、福嶋村は旗本領、中泉新田村と江木村は